

国立大学において防衛装備庁が実施する研究推進制度への応募が認められなかった事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和6年3月19日
【事件番号】 令和3年（ワ）第30747号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 憲法23条、学校教育法83条、裁判所法3条
【掲載誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25598756

埼玉大学准教授 栗島智明

事実の概要

原告Xは、国立大学法人たる被告Yと労働契約を締結し、Yが設置する東京大学宇宙線研究所の准教授として勤務している。Xは、平成29年5月31日、大気汚染を遠隔計測する装置にかかる研究（以下、「本件研究」という。）につき、防衛装備庁が実施している安全保障技術研究推進制度（以下、「推進制度」という。）に応募して受理され、同庁から所属研究機関による研究課題申請承諾書（以下、「本件承諾書」という。）の提出を指示されたところ、宇宙線研究所の所長A（当時）はこれに押印せず、その後、Xは上記応募を取り下げた。Xは、A所長が恣意的な判断によって本件承諾書に押印しなかったもので、自身の研究活動・学問研究を行う権利が侵害されたとし、A所長が承諾書に押印をしなかったこと（以下、「本件行為」という。）が、労働契約上の債務不履行に当たり、これにより精神的苦痛を受けたと主張して、Yに対し、債務不履行に基づく損害賠償を求めた。

なお、以上のほかにもXは、①宇宙線研究所に対して行った研究費の申請に対する零査定と理由説明の不存在、②研究内容の広報における差別的取扱いも争っていたが、これらの争点については、以下、基本的に記述を省略する。

判決の要旨

1 訴えの司法審査対象性と大学の自律的な判断権

本件は、Xが、「Yに対し、債務不履行に基づ

く損害賠償を求めるものであるから、私法上の具体的権利をめぐる紛争ということができ、また、直ちに、一般市民法秩序と直接の関係を有しない大学内部における問題ということもできない。」「もっとも、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校であるから（学校教育法83条）、その設置目的を達成するために必要な事項を決定することができる自律的、包括的な権能を有している」。本件のような損害賠償「請求の当否を判断するに当たっては、大学による決定等がその設置目的を達成するために必要な事項についてされたものである限り、大学の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべき」である。

2 承諾書に押印をしなかったことが労働契約上の債務不履行に当たるか

(i) 推進制度「の下においては、飽くまでも大学等の代表研究機関が研究の受託を受け、当該大学等を設置する法人等が、委託契約の権利義務の主体となる」。「宇宙線研究所のA所長が本件承諾書に押印した場合において、防衛装備庁が本件……研究を……推進制度における研究課題として採用したときは、宇宙線研究所が機関として防衛装備庁から本件……研究を受託することとなり、国立大学法人としてのYが委託契約の当事者として契約に基づく私法上の義務を負うこととなる。」

「そして、Y及びその設置する大学の機関である宇宙線研究所として、いかなる研究を推進するか及び外部の機関等から特定の研究を受託するか

否かについては、正に、その設置目的を達成するために必要な事項であって、その自律的な判断に委ねるべきものというべきであるから、その適否については、上記判断を尊重すべきである。そうすると、……本件行為……をもって、XとYとの間の労働契約上の債務不履行は成立しないというべきである。」

(ii) 「Xは、Yが、Xの研究活動を正当な理由なく阻害しないようにすべき義務や研究活動の環境整備を行うべき義務を負っており、A所長は、恣意的な判断により、本件承諾書に押印せず、上記権利又は利益を侵害したと主張する。」

「確かに、……大学を設置する法人との間で労働契約を締結し、その教員の地位にある者がその専攻分野の研究を行うことは、上記労働契約に基づく義務であるとともに、権利でもあるということが出来る。また、大学はその設置目的を達成するために必要な事項を決定することができる自律的、包括的な権能を有しているのは前記説示のとおりであるものの、その決定等が、専ら上記教員に対する嫌がらせの目的をもってされたなど、使用者が労働者に対して負う信義則上の義務に反することが明らかな事情がある場合においては、もはや、その設置目的を達成するために必要な事項についての決定等とはいいい難く、上記教員との間の労働契約上の債務不履行となる余地がある」。

(iii) 推進制度については、軍隊との関係を否定した昭和42年の物理学会の決議との関係が問題とされ、平成29年の日本学術会議の声明では慎重な見解が示され、日本天文学会が会員に対して行った意見聴取で制度への反対が過半数となっており、さらに、東京大学教職員組合が応募に強く反対していること等に鑑みると、「宇宙線物理学等を研究する者や東京大学の教職員の中には、上記のような見解を持つ者も少なからず存在することがうかがわれる。そうすると、A所長は、上記のような現状を前提に、宇宙線研究所が機関として……推進制度により研究費の支出を受ける研究を受託した場合、軍事研究を否定する物理学会の基本精神を損なうような対応をしたなどという評価を受け、外部の研究者等が共同利用・共同研究拠点として宇宙線研究所を利用することを回避するといった事態や東京大学の教職員の反発により業務に支障が生ずるといった事態を避ける必要があること等を総合的に考慮して、本件承諾書に

押印しないとの判断をしたものと認めるのが相当であって、上記判断が、専らXに対する嫌がらせの目的をもってされたなどの事情があるとはいえない。」

(iv) さらに「Xは、A所長が本件承諾書に押印したとしても」、宇宙線研究所は、Xが「研究を行うことを形式的に承諾するのみであり、それ以外の関与が予定されているわけではないなどとも主張」するが、研究が実際に採用された場合、防衛装備庁との間で委託契約を締結するのはYである上、宇宙線研究所が研究実施機関として、研究費の管理、監査体制の整備や、不正行為防止のための体制構築や取組を行うことが求められることに照らせば、本件承諾書への押印が、「Xが研究課題に関する研究を行うことを形式的に承諾するにとどまるものとはいいい難い」。

以上によれば、本件行為はXに対する労働契約上の債務不履行に当たるものでなく、請求に理由はない。

判例の解説

一 はじめに——問題の所在

防衛省の外局たる防衛装備庁は、防衛分野での将来の研究開発に資することを期待し、先進的な基礎研究を推進する目的で、2015年、安全保障技術研究推進制度（推進制度）を発足させた。これについては、国が軍事研究を推し進めるものではないかとして、一部の研究者や学術団体において懸念が示されてきた。他方で、同制度はいわゆる「デュアルユース（軍民両用）技術」の基礎研究を後押しすることを目的としており、必ずしも直接的に防衛装備品（武器）の開発につながるものではないことや、研究者にとって新たな資金獲得の資源となることを指摘する見解も少なからず存在してきた。現実には、人工衛星・GPSなどの宇宙関連技術や原子力技術はいうまでもなく、小型無人機（ドローン）や人工知能（AI）といった先端技術も、安全保障分野への応用がますます進んでおり、軍事と民生の線引きが困難になっていることも、問題を複雑にしている。

以上のような背景から、推進制度を用いた研究を受託するか否かについては、組織ごとに判断が分かれているのが現状である。国公立大学のなかには、同制度による研究を実際に受託した実績の

ある大学も少なくないが、所属研究者の応募に消極的な方針を採っている大学もある。2017年3月、日本学術会議が推進制度について「問題が多い」とする批判的声明を発表したのち、大学からの同制度への応募は少ない数で推移していたが、同会議も2022年7月に「デュアルユースとそうでないものに単純に二分することはもはや困難」という見解を示すに至り、2023年度の大学からの応募は23件と、前年度の11件から倍増したと報じられている¹⁾。

さて、本事案は、東京大学宇宙線研究所で准教授として勤務するXが推進制度に応募し、受理されたものの、所長が承諾書に押印をしなかったため、応募を取り下げざるを得なくなったというものである。管見の限り、類似の訴訟は過去に存在しておらず、特に憲法学の観点から誠に注目値すると思われるが、残念なことに、裁判所は学問の自由(憲法23条)の問題には触れず、憲法上の論点を回避してしまっている。

以下では、本判決の構成を確認し、その問題点を指摘したうえで(二)、本来的な憲法上の争点について、論点整理を試みる(三)。

二 本判決の構成とその問題点

判決では、はじめに本件が「法律上の争訟」に該当するか否かが問題とされたが、結論としてこれを肯定した。いわゆる「部分社会の法理」から距離をとりつつある近時の最高裁判例の傾向からしても、妥当であるといえよう。

もっとも、大学が「その設置目的を達成するために必要な事項を決定することができる自律的、包括的な権能」を有するとし、あくまで「大学の自律的な判断を尊重」すべき点を強調している点には、疑問が残る。本来、団体の自律権がどこまで保障されるかは、憲法上の根拠や争われている権利などを考慮して、個別具体的に考察される必要がある。しかし、本判決は、学校教育法83条のみを根拠として、大学の「自律的、包括的な権能」を導き出しており、説得力を欠く。本来、大学の自治(自律的権能)は、個々の研究者の学問の自由の保障のため、そしてそれに仕える限りにおいて、手段的に認められるに過ぎないが²⁾、判決では思考が逆転してしまっている。

また、一般に競争的研究費の制度については、①大学等の機関との「委託契約」として実施され

るものと、②研究者個人をも対象とする「補助事業」として行われるものの二種類があるところ、裁判所は、推進制度が前者にあたることに着目して、機関の自律的な判断を尊重すべき理由としているが(判旨2(i))、ここにも疑問が残る。たしかに、実際に研究課題が採択された場合に契約を締結するのは大学(Y)であり、宇宙線研究所が研究実施機関となるのだが、これは単に形式の問題に過ぎない。判旨2(iv)で論じられている程度の機関の関与は、例えば、補助事業(上述②)として行われている日本学術振興会の科研費事業でも当然に予定されているものであり、原告への反論として説得的とはいえない。

最後に、判旨2(iii)について、宇宙線研究所が機関として推進制度の研究を受託した場合に生じうる不利益について、単に抽象的な可能性にとどまるにもかかわらず、所長Aの判断の正当な考慮要素として安易に受け入れられていることも、学問の自由の観点から問題視されよう³⁾。

三 軍事転用の可能性がある研究をどう扱うべきか

以下では、本件で問題となるべきであった本来的な憲法上の争点について、論点整理を試みたい。

まず、国が実施する研究資金に応募する権利が、憲法23条によって保障されているかが問題となる。たしかに、研究助成制度を設営するか否かは、一般に国の広い裁量に属する事柄であって、助成を受ける権利が憲法から、直接に導出されると論じることは、困難を伴う。しかし、「いったん国家の助成制度が設営されれば、学問の自由の権利主体には、助成制度へのアクセスを不合理な仕方では妨げられない権利が生ずる⁴⁾」し、不当な差別取扱いがあった場合には、同時に14条1項の平等原則違反ともなる。本件で、Xは推進制度への応募を断念せざるを得なくなったというのであるから、まず、憲法上の権利が制約されていたといえる。

とはいえ、推進制度との関係では「軍事研究をする自由」がそもそも憲法上、保障されているのか、ということが問題となろう。一般に、学問の自由といえども絶対的な保障を受けるものではなく、他の憲法上の権利や諸原理との調整を必要とする(例えば、人体実験の禁止、人クローン胚研究の制約など)。そして、日本国憲法の平和主義を

前提とすれば、明白に軍事目的を有するような研究活動が、憲法上保障されていると解することは不可能である。もっとも、上述した通り、民生／軍事の線引きはしばしば困難を伴うのであり、単に研究成果が軍事目的に転用される抽象的な可能性が存在することをもって憲法 23 条の保障が及ばないと解するならば、先端科学研究の多くが保障から外れることとなり、妥当ではない。学問の自由の観点からは、個別事案ごとに、民生／軍事の区別についての慎重な審査・判断が求められる。

次に、大学ないしその機関が、構成員に対し、いかなる理由で、どこまで制約を課することができるかが問題となる。この点、例えば人を研究対象とする生命科学・医学等の分野では、大学の研究倫理審査委員会による内部審査がよく行われているし、また、研究活動における不正行為（データの捏造、改ざん等）の調査・認定も一般的に行われているが、ここに憲法上の問題があるとは考えられていない。たしかに、これらの措置は、場合によって、研究者個人の学問の自由に対する制約になることもあり得よう。しかし、個人が担う学問は、あくまで〈学問共同体〉の営みの一環に過ぎないことに注意が必要である。すなわち、研究者は、当該共同体において共有された基本的ルールに従わなければならないが、かつ、そこでの基準に従って評価される⁵⁾。研究者は、研究活動において〈自由〉ではあるが、それと同時に、（例えば、実験データを適切に記録・保存するなど）共同体内部のルールに従う〈義務〉を負っているのである。

そして、一般に、大学やその機関、学会といった組織には、〈学問共同体のルールの護り手〉としての役割が期待されているから、その限りで、個々の研究者の自由と対立する場面も当然に生じうる。しかし、その場合にも、共同体（ないし組織）の判断が、個人の判断に常に優先するわけではないし、また、共同体内部でコンセンサスがとれていない事柄も多く存在することに、注意が必要である。そして、本件で問題となった推進制度の利用は、まさに〈共同体内部で争いのある、明確に共有されたルールが存在しない場面〉の典型例であった⁶⁾。そのような場合の判断は、まずもって、プロフェッショナルである研究者一人ひとりの良識に委ねられるのが原則である⁷⁾。

もちろん、真理の探究のために行われる科学研究の成果は人類の平和に役立つべきであって、戦

争を目的とする研究は決して行われるべきではない。このことは、日本国憲法の精神からしても明らかである。したがって、適切な審査のうえで、ある研究が軍事目的で行われていることが明らかとなれば、大学において、所属研究者に対して当該研究をやめさせることが憲法上、当然に認められる。しかし、少なくとも本件では、問題とされた研究が軍事転用される具体的可能性がどの程度あったのか不明であったし、この点について、Y ないし宇宙線研究所で真摯に検討した痕跡がまったく見られない。所長 A は、そのような慎重な審査手続を踏むことなく、承諾書への押印をしなかったというのであるから、その点で X の学問の自由が不当に侵害された疑いがあり、裁判所はこの点を踏み込んで判断すべきであった。

●—注

- 1) そのうち、採択されたのは熊本大の 2 件、北海道大、大阪公立大、北見工業大の各 1 件の計 5 プロジェクトである。参照、日本経済新聞「軍民両用の研究、門戸拡大」2024 年 8 月 2 日朝刊 4 頁。
- 2) 参照、渡辺康行ほか『憲法 I 基本権〔第 2 版〕』（日本評論社、2023 年）220 頁 [松本和彦執筆]。
- 3) 少なくとも、予想されるクレーム対応の負担などは、憲法上の権利を制約する根拠として持ち出されるべきではない。参照、横大達聡『「敵意ある聴衆の法理」についての一考察』法学研究 95 巻 3 号（2022 年）1 頁以下。
- 4) 赤坂正浩『憲法講義（人権）』（信山社、2011 年）103 頁。類似の見解として、渡辺ほか・前掲注 2）215 頁 [松本執筆]。さらに、戸波江二「学問の自由と大学の自治」大石真＝石川健治編『憲法の争点』（有斐閣、2008 年）142 頁も参照。
- 5) この点を特に強調するものとして、松本和彦「学問の自由の憲法的意義」法セ 797 号（2021 年）8 頁、曾我部真裕「学問の自由」法教 495 号（2021 年）75 頁。推進制度との関係では、佐藤岩夫「軍事研究と『学問の自由』」法科 49 号（2018 年）81 頁。
- 6) 本判決中では、物理学会、日本学術会議、日本天文学会等の決議・声明や意見聴取の結果などが、やや一方的に用いられているとの印象をぬぐえない（判旨 2（iii））。実際には各団体の内部で相当な意見対立があり、声明等にも微妙なニュアンスが含まれていたことは、認定された事実からも明らかであった。
- 7) 松本・前掲注 5）12 頁。